

第2回

新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

新 城 市 農 業 委 員 会

第2回新城市農業委員会会議録

令和2年11月25日(水)午後2時00分 新城市役所 4階 会議室4-2、4-3に招集した。

1 出席委員は次のとおりである。

議席1番 河合勝正	議席2番 生田智美	議席3番 鈴木康治
議席4番 早川善夫	議席5番 原田昌代	議席6番 武川喜久
議席7番 欠 席	議席8番 細田忠士郎	議席9番 清水忠雄
議席10番 欠 席	議席11番 石野泰志	議席12番 小山嘉之

1 本会の事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	安藤映臣				
書 記	長谷川敬祐	竹内克典	本郷ゆかり	中村朋美	
	丸山尚也	渡邊昭治			

午後2時00分 開会

議 長	ただいまの出席委員は12人中10名です。 定足数に達しておりますので第2回新城市農業委員会総会を開会します。
議 長	日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議ないものと認め指名いたします。 農業委員2番 農業委員3番 お願いします。
議 長	それでは日程第2の議案の審議に入ります。 始めに、第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第2号議案について説明いたします。 議案書2ページをご覧ください。所有権移転が2件、使用貸借権設定が1件です。 お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。 それでは、3ページをご覧ください。 申請番号 1番 譲受人は経営規模拡大ため無償譲渡により所有権移転するものです。譲渡人は遠隔地在住で農地の管理ができないため譲り渡すもので、豊島公民館の南西約520mにある農地です。 申請地は譲受人の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。 農業従事者は、譲受人と妻と子がおり、農作業歴は譲受人が55年、妻が45年、子が20年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。 譲受人の年間従事日数が250日、妻と子がそれぞれ100日あり、必要な農作業従事をしています。 現経営面積は5,801㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。 権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。 申請番号 2番 こちらの案件は、使用借人は、上平井地区の申請地の隣に自宅があり、使用貸人が耕作及び管理していくことが難しくなったため、使用借人の家族と話し合い、使用貸借として申請するものです。布里の土地については、使用借人の勤務先が布里の申請地に隣接しているため耕作及び管理も可能で、上平井地区は新城地区にあり、新城地区の下限面積を満たすため、布里地区の申請地も使用借人が耕作及び管理していくものです。 新城地区の申請地は上平井公民館から東約130m、鳳来地区の申請地は布里郵便局から南東約500mにある農地です。 新城地区の申請地は譲受人の自宅から徒歩で1分、鳳来地区の申請地は自動車でも20分の距離にあります。通作に問題はありません。 農業従事者は、譲受人と妻がおり、農作業歴は譲受人が15年、妻が10年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。 譲受人の年間従事予定日数が90日、妻が70日あり、必要な農作業従事をしています。

	<p>経営予定面積は3, 250㎡あり、新城地区及び鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、水稻、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号 3番 この案件は、譲受人は、譲渡人が体調不良等により申請地を維持管理していくことが困難であり管理してほしいとの要望もあったため、経営規模拡大のため申請するもので、阿寺バス停から南西約150mにある農地です。 申請地は譲受人の自宅から車で20分の距離にありますが、通作に問題はありません。 農業従事者は、譲受人と妻と父がおり、農作業歴は譲受人が30年、妻が10年、父が20年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。 譲受人の年間従事日数が75日、妻が64日、父が70日あり必要な農作業従事をしていません。</p> <p>現経営面積は3, 772㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から3番について、許可することを原案といたします。これで、第2号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第2号議案について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第2号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第3号議案について説明させていただきます。議案書4ページをご覧ください。 所有権移転8件、使用貸借権設定1件です。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について借人は、豊橋市にてドームハウス製作・販売を行っており、このたび申請地東側の宅地に住宅を建設にするにあたり、進入路が既存道路では狭いため幅幅し道路の敷地として利用するものです。 農地区分は、現地確認等の結果、申請地はJR鳥居駅の南東約250mに位置し、駅より概ね300m以内の区域にある農地に該当し、3種農地と判断しました。 3種農地ですので、許可可能です。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結</p>

果、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできていることから、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、名古屋市にてエネルギー事業を営んでおり、再生可能エネルギー普及のため、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできおり、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、市内にて一般土木建設業を営んでおり、業務用車両・従業員用の駐車場の必要ですが、既存の会社所有の駐車場では不足のため、駐車場として申請地を譲り受けるものです。以前から碎石を敷き駐車場として利用していたことの始末書が添付されています。

なお、令和2年9月の農業委員会総会において農用地からの除外につき適当とする意見を付した農地で、事前協議の同意は得ています。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

議案書6ページをご覧ください。

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、自宅への進入は県道から市道を通して入っているが、この市道の幅員が2.5mと狭く日常の車の出入りに困っていたところ、拡幅について合意ができたため、1.5m拡幅し出入りが安全に通行できるよう申請地を進入路とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできおり、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、豊橋市で一人暮らしをしているが、豊橋市の物件を売り家庭菜園が楽しめる物件を新城市で探していたところ、申請地北側の居宅と宅地を購入することになりましたが、申請地を利用しないと駐車場や物干し場がないため車の出入りもできないため、申請地を駐車場等の住宅敷地とするものです。

なお、令和2年9月の農業委員会総会において農用地からの除外につき適当とする意見を付した農地で、事前協議の同意は得ています。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10h a未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、譲受人は、平成14年7月8日に農地法第5条第1項で譲受人が使用賃借の許可を得ている。集会所の駐車場への入口となる部分の用地であり、駐車場の利用効果を考慮し今回譲渡人から取得することの承諾がとれたため申請するものです。

農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っているため、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えています。

利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書7ページをご覧ください。

申請番号7番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、令和元年に設立した業者で太陽光発電事業を行っており、用地を探していたところ申請地は日照条件が良く、譲渡人からも遠隔地居住で管理が困難であり譲受人の希望に合意すると承諾がもらえたため太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認の結果、申請地はJR三河大野駅の南東約350mに位置し、駅より概ね500m以内の区域にある農地に該当するため、2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っているため、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えています。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号8番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、譲受人は、浜松市北区で太陽光発電施設による売電事業を営んでおり、

	<p>太陽光発電を設置し地域社会へ電力を寄与したく譲渡人からも承諾が得られたため申請地を太陽光発電施設とするものです。</p> <p>農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。</p> <p>周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っているため、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えています。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号9番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について、譲受人は、太陽光発電事業を始める計画があり土地を探すにあたり太陽光発電事業を行っている業者へ相談したところ、申請地が選定され、譲渡人は、相続により取得した土地だが、管理が困難なため有効活用してもらえらるなら売却すると話がまとまったため、申請地を太陽光発電施設とするものです。</p> <p>農地区分は、現地確認の結果、申請地はJR柿平駅の西約400mに位置し、駅より概ね500m以内の区域にある農地に該当するため、2種農地と判断しました。</p> <p>周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っているため、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えています。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>以上、第3号議案9件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第3号議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
農業委員9番	<p>2点あります。1点目は、申請番号1番と4番の道路は、図面がないのでわからないが、土地を100%使って道路敷地とするのですか。余剰地はないのですか。</p>
事務局	<p>100%道路として利用します。</p>
農業委員8番	<p>補足します。申請番号4番の案件は、今現在、自宅への進入路として2.5m幅の道路がありますが、出入口付近に住宅が建ち、塀により出入りが困難となったため、1.5m拡幅するものです。畑を1.5m幅で細長く購入して進入路とするため、余剰地はありません。</p>
農業委員9番	<p>2点目は、太陽光発電施設の設置については、必ずしも隣地の同意を得る必要はないということは承知しているが、今回の全ての案件は同意は得られているのですか。</p>
事務局	<p>申請番号9番については、市環境政策課に指導要綱に基づく届出は提出されていますが、区長、隣接者ともに同意は得られていないと聞いています。許可後のトラブル発生防止のため、</p>

議 長	<p>申請者には事前審査会等の場で同意を得るようお願いをしています。</p> <p>その他ご発言はありますか。</p>
議 長	<p>その他ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第3号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第3号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、第4号議案の農地法第5条の規定による入札参加目的のための買受適格証明願に対する意見の決定について及び第5号議案の第4号議案の買受適格証明願交付後に最高買受人となった場合の農地法第5条の許可に対する事務局長の専決については関連がありますので一括して上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第4号議案および第5号議案について説明させていただきます。 まず、第4号議案について説明させていただきます。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。 農地法第5条の規定による入札参加目的のための買受適格証明願に対する意見の決定についてが1件になります。</p> <p>買受適格証明とは、裁判所の競売にかかった農地の入札に参加する場合、3条や5条などの農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明する書類が求められます。これを「買受適格証明」といいます。 落札後の利用方法を農業委員会で事前に審査し、県から証明書を発行し、それをもって入札に参加します。 農地を取得できない者が最高買受人になるのを未然に防ぐため、入札参加者をこの証明を有している者に限定するという取扱いがなされています。</p> <p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。願出者、願出土地記載のとおり。 この案件は、富栄地内の畑40㎡を記載の転用計画のとおり住宅敷地に転用するものです。願出地は、下平バス停の東約250mに位置し、農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。 この議案は入札参加目的のための買受適格証明願の案件であり、期間入札に買受の申し出がなかった場合に実施される特別売却に参加するためのものになります。 この願出者が落札するとは限りません。最終的に落札者となった場合は、農地法第5条の規定による許可申請をする流れとなります。 この案件については、願出者は、現在出沢地区において中華料理店を営んでいます。今回の物件は店舗より6kmの位置にあり利便性が良いため願出地を譲受け、申請地と一体利用する宅地に建っている建物をそのまま利用し居住予定です。 周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目途が立っており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるも</p>

	<p>のと考えます。</p> <p>以上のことから、申請番号1番につきましては、許可相当意見であると判断されますので、買受適格証明の証明相当意見を原案といたします。</p> <p>次に第5号議案について説明させていただきます。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。</p> <p>第4号議案の買受適格証明交付後に最高買受人となった場合の農地法第5条の許可に対する事務局長の専決についてということになります。先程の第4号議案で裁判所の入札により最高買受人となった方につきましては、ここにありますように買受適格証明願交付後に最高買受人となった場合、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定は既に実質的な判断が済んでいますので、事務局長専決として報告案件とすることを原案といたします。</p> <p>以上、第4号議案および第5号議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明について、質問、意見等のある方は挙手をお願いします。</p>
農業委員 9 番	<p>農地を買う資格がない人とは、どういう人のことですか。農地を買う資格があるかないかを判断するのではないのですか。</p>
事務局	<p>3条の場合、5条の場合がありますが、今回は5条ですので、適切な転用計画であるかどうかということを審査します。例えば、1,000㎡の農地を購入するのに200㎡しか利用しないような転用計画では適格ではないということになります。</p>
議 長	<p>その他、ご発言はありませんか。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>第4号議案および第5号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
事務局	<p>賛成多数と認め第4号議案および第5号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、第6号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第6号議案について説明させていただきます。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。</p> <p>使用貸借権設定 233件 625,181.98㎡</p> <p>賃借権設定 266件 966,005.52㎡</p> <p>合計499件 1,591,187.5㎡であり、内、新規設定493件、継続設定6件です。</p>

議案書 12 ページをご覧ください。

利用権の契約期間、契約開始日は自由に設定できるのですが、農地中間管理事業への切り替え等の関係もあり、契約期間の開始日を1月1日に統一して整理しています。そのような関係で契約期間の開始日が1月1日のものが全体のなかでも一番多く、今月は開始日が1月1日のものが大半を占めており、件数が非常に多くなっています。また、市役所行政課より資料の紙の使用量はなるべく少なくとの通知もありますので、この議案につきましては2ページ分を1ページに印刷させていただきましたことをご了解ください。

また、通常は新規設定についての説明を行います、時間の都合もありますので、まとめて説明させていただきます。

資料は左の欄から、農地を借りる人（耕作者）、次に土地所有者、賃貸借される農地の地番、新規契約か契約の更新か、契約の期間、貸借料、作物、借り手の経営面積、権利の種類となっています。

では、議案書の、申請番号1番～7番につきましては、土地所有者と耕作者が直接契約を結ぶ案件（相対契約）であります。新規に農地の賃貸借を契約するものが1件、従来の契約期間が満了するため貸借を継続する更新案件が6件です。

8番からは、農地中間管理機構であります愛知県農業振興基金が地主から農地を借りてから、耕作者へ貸し出す農地中間管理事業による転貸の案件です。昨年度までは農林業公社しんしろにて行われていました農地利用円滑化事業が、制度改正により、今年度より農地中間管理事業へ変更されたため、円滑化事業の更新も全て新規案件となりますので、円滑化事業の更新のものは、新規更新の別の欄にカッコで更新と記載しています。

議案書、8番から14ページの23番につきましては、今回、新規に契約する案件で、16件、面積の合計は43,422㎡です。

次に24番～224番につきましては、市内の5地区にて行われた、地区の農地を今後どのように管理していくのか、誰が耕作していくのかという話し合いの結果に基づき設定される案件です。

24番から16ページの35番が新城の上平井地区の案件で、12件、面積の合計は39,670㎡です。

36番から35ページの124番が作手の菅沼地区の案件で、89件、面積の合計は385,915.53㎡です。

125番から40ページの148番が作手の中河内地区の案件で、24件、面積の合計は125,826㎡です。

149番から45ページの178番が作手清岳の北畑地区の案件で、30件、面積の合計は81,581㎡です。

179番から51ページの224番が作手保永の和田地区の案件で、46件、面積の合計は80,945㎡です。

以上5地区の合計、201件、713,937.53㎡です。

次に225番からは、円滑化事業での従来の契約期間が満了するため、農地中間管理事業に切り替えて貸借を継続（更新）する案件です。

225番から60ページの296番が新城地区の案件で、72件、面積の合計は129,841.98㎡です。

297番から63ページの314番が鳳来地区の案件で、18件、面積の合計は23,37

	<p>4㎡です。</p> <p>315番から94ページの499番が作手地区の案件で、185件、面積の合計は665,830㎡です。</p> <p>以上3地区の合計、275件、819,045.98㎡です。</p> <p>以上、番号1番から499番までにつきましては、利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第6号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
推進委員6番	<p>集落の話し合いで、農地中間管理機構を使った事業をとって行われているが、そのメリットについて教えてください。</p>
事務局	<p>農地中間管理事業への移行をきっかけに、地域へ交付される協力金があります。要件としては、地域の農地を今後どうするかの話合いの結果により、地域の農地を機構へ貸し出して、地域の担い手に一定の割合以上を集積した場合に、その地域に対して集積協力金として交付されます。</p>
推進委員6番	<p>それは、誰に対していくら交付されますか。</p>
事務局	<p>地域に対して交付されますが、機構の活用率によって10アール当たりの単価は変わります。</p>
議 長	<p>私は、菅沼地区でこの事業に参加していますが、40ヘクタールぐらいで1,000万円ぐらいになります。これは、地域へ交付されるもので、個人には交付されません。</p>
議 長	<p>その他、補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号45番、105番、238番から259番、287番、311番から313番、327番、429番、451番、452番について農業委員12番、農業委員6番、農業委員2番、推進委員3番、私（農業委員1番）が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、番号45番、105番、238番から259番、287番、311番から313番、327番、429番、451番、452番以外について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>その他ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>番号45番、105番、238番から259番、287番、311番から313番、327番、429番、451番、452番以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第6号議案の番号45番、105番、238番から259番、287番、311番から313番、327番、429番、451番、452番以外については原案のお</p>

	り決定いたします。
議 長	次に、番号238番から259番になります。ここで農業委員12番には、一時退室をお願いします。 (農業委員12番退室)
議 長	それでは、番号238番から259番について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言ありません。採決を取りたいと思います。
議 長	番号238番から259番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	ご発言ありません。採決を取りたいと思います。 番号238番から259番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第6号議案の番号238番から259番については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は農業委員12番を入室させてください。 (農業委員12番入室・着席)
議 長	続いて、番号287番、311番から313番、451番、452番になります。ここで農業委員6番には、一時退室をお願いします。 (農業委員6番退室)
議 長	それでは、番号287番、311番から313番、451番、452番について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言ありません。採決を取りたいと思います。 番号287番、311番から313番、451番、452番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第6号議案の番号287番、311番から313番、451番、452番については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は農業委員6番を入室させてください。 (農業委員6番入室・着席)
議 長	続いて、番号429番になります。ここで農業委員2番には、一時退室をお願いします。 (農業委員2番退室)
議 長	それでは、番号429番について発言のある方は挙手をお願いします。

議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	番号429番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第6号議案の番号429番については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は農業委員2番を入室させてください。 (農業委員2番入室・着席)
議 長	続いて、番号327番になります。ここで推進委員3番には、一時退室をお願いします。 (推進委員3番退室)
議 長	それでは、番号327番について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 番号327番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第6号議案の番号327番については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は推進委員3番を入室させてください。 (推進委員3番入室・着席)
議 長	続いて、番号45番、105番になります。この件につきましては、私が議事参与の制限を受けるため一時退室しなければならないので、その間は会長職務代理者の農業委員12番に議長を交代していただきます。農業委員12番をお願いします。 (農業委員1番退室)
臨時議長	一時的に議長を努めさせていただきます。よろしく願いいたします。
臨時議長	それでは、番号45番、105番について発言のある方は挙手をお願いします。
臨時議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
臨時議長	番号45番、105番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
臨時議長	賛成多数と認め、第6号議案の番号45番、105番については原案のとおり決定いたします。
臨時議長	事務局は農業委員1番を入室させてください。ここからは会長に議長を交代させていただきます。皆様のご協力、誠にありがとうございました。 (農業委員1番入室・着席)
議 長	次に、第7号議案の非農地決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>それでは議案書95ページ、第7号議案、非農地決定についてであります。</p> <p>ここで非農地決定について若干説明いたします。</p> <p>非農地決定につきましては、農地法の許可のように全国一律に行っているものではなく、制度改正に基づいて、各農業委員会ごとに行っているものであり、新城市では昨年度から開始し、今回は2件目の申請であります。</p> <p>どの様な農地が非農地決定の対象なのかは、別添資料「非農地決定」1ページをご覧ください。上の★印のところに「土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」で下の★印のところ「集団的なまとまりのある農地のなかに存在する耕作放棄地は含みません」とあります。</p> <p>つまり、まとまった農地ではない、森林化したような耕作放棄地が対象となります。ただ長い間農地として使っていないというだけでは対象にはなりません。</p> <p>裏面の2ページは申請地の写真であります。</p> <p>では、議案書95ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、新城市農業委員会非農地決定通知事務取扱要領の第12条の規定により、非農地の適否について総会の議決により決定するとされているため、本総会に上程するものです。</p> <p>96ページをご覧ください。申請者申請地記載のとおり。申請地は農業振興地域内の農用地区域外農地であり、土地改良事業等の農業利用を図るための条件整備の計画が今後もなく、非農地決定が可能な区域です。</p> <p>申請地の状況としましては、土地の大半に雑木等が自生し森林化の実態も認められ、農地に復元するのは困難であり、また住宅地の間に存在する小規模の農地であり、周辺農地へ影響はないものと考えられます。</p> <p>申請者の状況としては、申請者は女性で農業経験はなく、また後継者となる家族もおらず、申請地周辺にも農業後継者や別の担い手等もなく、今後の営農が見込まれない状況です。</p> <p>以上により、当該申請地は非農地決定することがやむを得ないものであると認められます。</p> <p>以上で、第7号議案の説明を終わります</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
推進委員 15 番	<p>農業委員会業務必携の92ページには、農振農用地区域内でも、すでに森林の様相を呈している場合には非農地判断が可能なので、市町村部局と相談してくださいとあるが、市の事務取扱要領では農用地区域は認められないことになっています。この差異は、どういうことですか。</p>
事務局	<p>農用地区域内でもできることになっているが、農用地区域は慎重な判断が必要と考え、本市では対象としていないところです。</p>
議 長	<p>その他、発言はございませんか。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>第7号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(賛成多数)
議 長	賛成多数と認め第7号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に、報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書97ページをご覧ください。 報告第1から第6、報告案件計29件について説明いたします。98ページをご覧ください。 (議案書98ページから107ページの内容を議案書のとおり朗読) 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議 長	ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。
議 長	以上をもちまして、第2回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。 事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。
	午後3時20分、議長は本会の閉会を宣した。
	上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため、下記に署名する。
	議 長
	委 員
	委 員